

未来へつながる幼児への 教育・保育を考える

国立青少年教育振興機構

国立吉備青少年自然の家



～鈴木みゆき理事長からごあいさつ～

パネリストのみなさま方のご紹介など
(このあと、それぞれ自己紹介)



～河合優子・文部科学省幼児教育調査官からごあいさつ～



～鎮目健太・厚生労働省保育指導専門官からごあいさつ～



～横澤峰紀子・内閣府教育・保育専門官からごあいさつ～



認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
5,081 H28 (4,001)	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H28	H29		H28	H29		H28	H29
北海道	206	284	石川県	118	145	岡山県	49	62
青森県	208	237	福井県	74	88	広島県	80	111
岩手県	54	63	山梨県	40	50	山口県	39	46
宮城県	26	30	長野県	36	59	徳島県	39	46
秋田県	69	81	岐阜県	59	87	香川県	23	33
山形県	44	60	静岡県	147	194	愛媛県	46	60
福島県	67	76	愛知県	81	123	高知県	32	34
茨城県	181	185	三重県	17	27	福岡県	77	93
栃木県	81	101	滋賀県	58	71	佐賀県	53	66
群馬県	113	159	京都府	38	49	長崎県	104	119
埼玉県	54	70	大阪府	376	505	熊本県	88	110
千葉県	67	103	兵庫県	322	400	大分県	102	113
東京都	109	120	奈良県	31	47	宮崎県	127	160
神奈川県	78	100	和歌山県	31	42	鹿児島県	126	156
新潟県	82	116	鳥取県	32	34	沖縄県	20	37
富山県	68	88	島根県	29	41	合計	4,001	5,081

幼保連携型認定こども園教育・保育要領関連法令

認定こども園法 第2条

第2条

認定こども園法の中での定義
についての記載

- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
- 8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校（第9条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。
- 9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

未来へつながる幼児への教育・保育を考える

～解説テーマ～

ここが変わる、
ここは変わらない。



幼稚園教育・保育所保育・幼保連携型認定こども園における教育と保育の整合性、
小学校教育との円滑な接続に向けて（イメージ）



保育所保育指針について

【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)

- ・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
- ・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域) 等
- ・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等
- ・平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)

第1章 総則

保育所保育指針全体に係る基本的考え方

- 1 保育所保育に関する**基本原則**
- 2 保育所保育の基盤として、**養護に関する基本的事項**を記載
- 3 全体的な計画に基づく指導計画の展開や、保育内容の評価と改善による質の高い保育の提供 ⇒ **保育の計画及び評価**
- 4 **幼児教育を行う施設として共有すべき事項**として、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を記載

幼保連携型認定こども園教育・保育要領関連法令

認定こども園法 第10条

教育・保育要領について

- 第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。
- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。



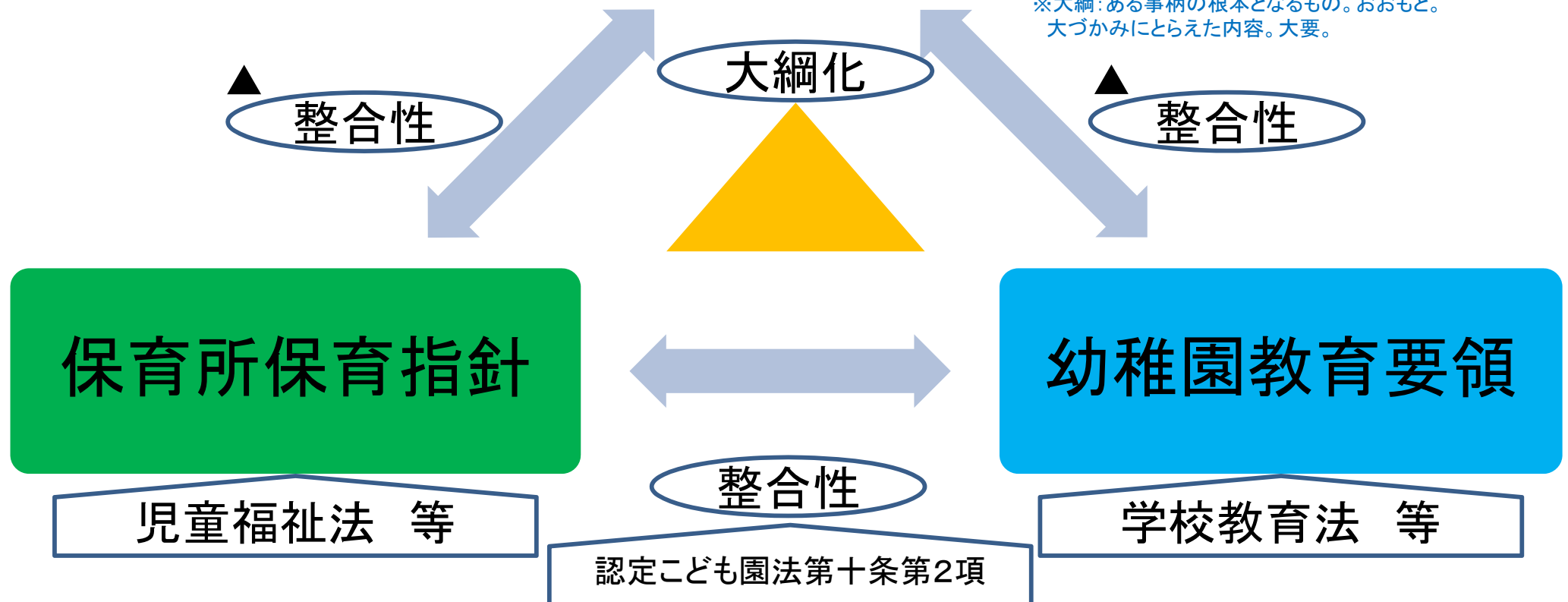
- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮

幼稚園教育要領・保育所保育指針・
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の関連性(イメージ)

認定こども園法 等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

※大綱:ある事柄の根本となるもの。おおもと。
大づかみにとらえた内容。大要。



幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の基本的な考え方

幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化 [➡第1章]
- 修了時までには育ってほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
※小学校との接続 [➡第1章]
- 園児の理解に基づいた評価の実施 [➡第1章]
- 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実 [➡第1章]
- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示 [➡第2章]
- 近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実 [➡第2章]
- 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実、特に、災害への備えに関してや教職員間の連携や組織的な対応について明示 [➡第3章]

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示 [➡第1章]
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化 [➡第1章]
- 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示 [➡第1章]
- 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育ての役割等、子育ての支援の充実 [➡第4章]

～解説テーマ～

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」、は「ゴール」ではない。



幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

要領がもつ一貫性・連続性等の確保と期待

- ・幼稚園においては、幼稚園生活全体を通して、幼児の生きる力の基礎を育むことが重要。
- ・幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育てることが大切。
- ・幼稚園教育において育みたい資質・能力は「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つ。
- ・資質・能力は個別に取り出して指導するものではなく、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって一体的に育むもの。
- ・各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育課程の編成等を図ること。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

5領域に基づく実践を通して資質・能力が育まれ、
浮かび上がってくる姿

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育に育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。
- ・遊びの中で幼児が発達していく姿をこれらの姿を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮。
- ・これらの姿が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意。
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意。
- ・これらの姿は5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意。
- ・これらの姿は幼稚園の教師が適切に関わることで、特に幼稚園生活の中で見られるようになる幼児の姿であることに留意。

第2章 保育の内容

乳児・3歳未満児・3歳以上児における 保育のねらい及び内容

乳児・3歳未満児・3歳以上児の保育について、各時期の発達の特徴を踏まえた保育内容を記載

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第2章 保育の内容

乳児、3歳未満児、3歳以上児における 保育のねらい及び内容

基本的事項

各時期における発達の特徴や道筋・**養護と教育の一体的な展開**

ねらい

子どもが生活を通して発達していく姿を踏まえ、保育所保育において育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたもの

内容

ねらいを達成するために保育士等が援助し、子どもが自ら環境に関わり身に付けていくことが望まれるもの

内容の取扱い

乳幼児期の発達を踏まえた保育を行うに当たって留意すべき事項

第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

基本的事項

- 視覚、聴覚などの**感覚**や、座る、はう、歩くなどの**運動機能**が著しく発達
- **特定の大人**との**応答的な**関わりを通じて、**情緒的な絆**が形成される



受容的、応答的に行われる保育の重要性

第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

発達が未分化な状況⇒生活や遊びが充実することを通して、子ども達の**身体的・社会的・精神的発達**の基盤を培う

乳児を主体に三つの視点からねらい及び内容を記載

健やかに
伸び伸びと育つ

【身体的発達に関する視点】

健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

身近な人と
気持ちを通じ合う

【社会的発達に関する視点】

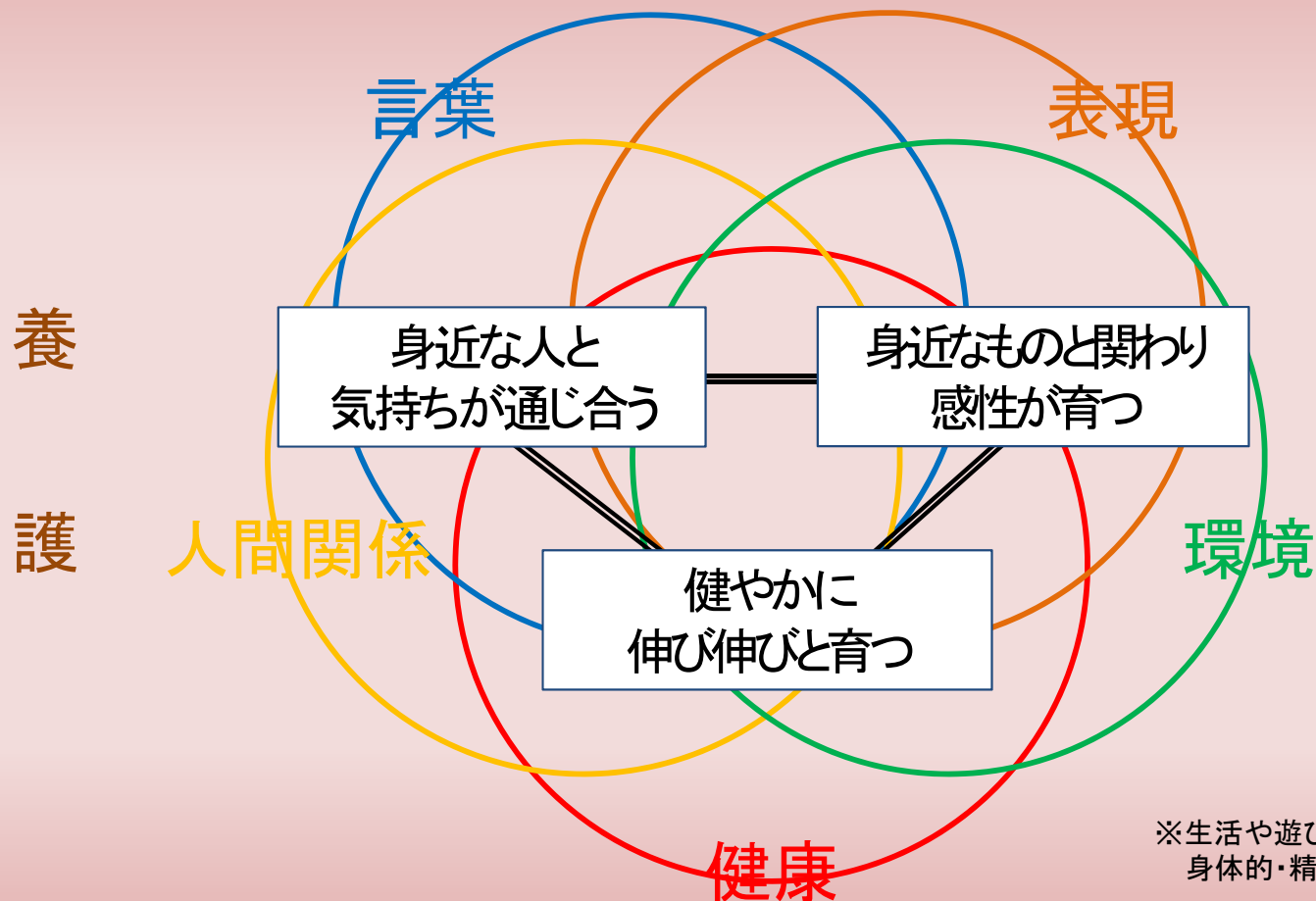
受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

身近なものに関わり
感性が育つ

【精神的発達に関する視点】

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

0歳児の保育内容の記載のイメージ



○乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。

○「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

○「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

イメージ

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画

教育及び保育の内容

子育ての支援

等

全体的な計画を構成する計画

満3歳以上の園児の教育課程に係る
教育時間の教育活動のための計画

満3歳以上の保育を必要とする子ども
に該当する園児の保育のための計画

満3歳未満の保育を必要とする子ども
に該当する園児の保育のための計画

一時預かり事業などとして行う活動
のための計画 等

安全計画・保健計画 等

(園生活全体を捉えた計画)

一つ一つの計
画が区切れず、
同じ枠の中

各指導計画 等

未来へつながる幼児への教育・保育を考える

— 事例紹介 —



幼保連携型認定こども園の園児における保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

下線部: 主な改訂箇所

一人一人の保護者や子どもの状況を踏まえ、**子どもの立場に立った子育ての支援**を行う必要がある。**保護者の養育する姿勢や力の発揮**を支えるために保護者とその周りとの関係性を高められるよう働き掛けるとともに、**教育及び保育の内容と有機的な連携**を図りながら取り組む。

第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- 3 幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。

※下線部：主な改訂箇所

子育て支援事業

園の特性を考慮し地域に必要な事業の実施・専門性を活かした子育て支援事業・一時預かり事業等を行う際の配慮事項

地域における関係機関等との連携

地域の関係機関や人材との連携及び協働・地域の要保護児童への対応など、子どもをめぐる諸課題に対する関係機関との連携及び協力

幼保連携型認定こども園の地域における役割

様々な専門機関や専門職との連携体制の構築・保護者の安心感につながる支援・園の施設や人材等の提供

未来へつながる幼児への教育・保育を考える

～解説テーマ～

「小学校教育との接続」って、
そんなに大切なもの？



小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

未来へつながる幼児への教育・保育を考える

～解説テーマ～

保育所保育指針の、「職員の研修等」の記述の充実について。



第5章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するための専門性の向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、**保育所は**、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び**職員全体の専門性の向上**を図るよう努めなければならない。

- 1 職員の資質向上に関する**基本的事項**
- 2 **施設長の責務**
- 3 職員の**研修等**
- 4 研修の**実施体制等**

職員のキャリアパスを見据え、それぞれの職務内容に応じた体系的な研修機会の充実と、組織的な実施体制の構築等について記載

第5章 1 職員の資質向上に関する基本的事項

保育所職員に求められる
専門性

職員一人一人の倫理観、人間性、職務と責任の理解と自覚・知識及び技術の修得と維持及び向上

保育の質の向上に向けた
組織的な取組

保育内容の改善や役割分担の見直し・職位や職務に応じて必要な知識及び技能の修得

それぞれの職員が自己評価等を通じた改善のための課題を把握
⇒保育所全体で共有⇒各職員の専門性を生かし、協働して対応
これら一連の取組を組織的かつ計画的に進めていくための
マネジメント機能の強化

ミドルリーダーに求められるマネジメント、リーダーシップに関する能力

第5章 2 施設長の責務

施設長の責務と専門性の向上

施設長としての専門性の向上・保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保

職員の研修機会の確保等

体系的、計画的な研修機会の確保・勤務体制の工夫などによる計画的な研修等への参加

第5章 3 職員の研修等

職場における研修

日々の保育実践を通じた知識及び技能の向上・職員同士の主体的に学び合う姿勢と環境・職場内での研修の充実

外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応等のための関係機関等による研修の活用・外部研修への参加機会の確保

第5章 4 研修の実施体制等

体系的な研修計画の作成

保育の課題や各職員のキャリアパスを見据え、職位や職務を踏まえた体系的な研修計画の作成

組織内での研修成果の活用

外部研修活用によるより高度な専門性の獲得と、研修で得た知識や技能の共有による保育所全体の質の向上

研修の実施に関する留意事項

計画的な研修機会の確保・研修による専門性の向上と職務内容等への反映

【参考】保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成29年)

未来へつながる幼児への
教育・保育を考える

— まとめ —

